

# 第1編 総則

## 第1章 目的と構成

市は、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限度にとどめるという市としての責務にかんがみ、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態及び緊急対処事態において国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、いすみ市国民保護計画（以下、「市国民保護計画」という。）を策定する。

### 1. 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下、「武力攻撃事態等」という。）並びに緊急対処事態において、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律112号。以下、「国民保護法」という。）に基づき、

- ・武力攻撃事態等におけるいすみ市の区域に係る国民の保護に関する措置（以下、「国民保護措置」という。）の総合的な推進に関する事項
- ・市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）が実施する国民保護措置に関する事項
- ・緊急対処事態における国民保護措置に相当する措置（以下、「緊急対処保護措置」という。）に関する事項

など必要な事項を定めるものとする。

### 2. 計画の構成

この計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総則
- 第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処
- 第3編 緊急対処事態への備えと対処
- 第4編 復旧等

### 3. 計画の特色

#### (1) いすみ市の実情・特性にあった計画

本市は、太平洋に面し、東側に長い海岸線を有するほか、市街部、田園地域、山間部など多様な地域特性を有していることを踏まえ策定した。

#### (2) 初動体制を充実

国による事実認定前であっても、緊急事態が発生した場合の初動対応を切れ目のないものにするなど体制の充実を図った。

### (3) 避難・救援等の記述を充実

高齢者、障害者等の災害時要援護者をはじめとして、市民の避難・救援等についての措置及び平素からの備えにおける記述を充実させた。

## 4. いすみ市地域防災計画との関連

この計画は、国民保護措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものであり、一部は風水害や地震などの自然災害や大規模な事故などに対処するための「いすみ市地域防災計画」（以下、「地域防災計画」という。）の内容と整合・連携を図った。

なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対しその態様に応じまた大規模事故であるとの判断のもと、「いすみ市地域防災計画」に基づく対処がなされる場合も想定される。

## 5. 計画の変更

### (1) 計画の見直しと変更

国の策定する国民の保護に関する基本指針（以下、「基本指針」という。）は、国における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされていることから、この計画についても、千葉県国民保護計画との整合・連携を図りながら見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。なお、この計画の見直しに当たっては、いすみ市国民保護協議会（以下、「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### (2) 計画の変更手続き

この計画の変更に当たっては、国民保護法施行令で定める軽微な変更を除き、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、千葉県知事に協議し、その同意を得た後、市議会に報告し、公表するものとする。

## 第2章 国民保護措置の基本的な方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### 1. 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限るものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

### 2. 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3. 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報などの国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。このため、あらゆる広報手段を活用するものとし、特に高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

### 4. 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と、国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域に渡る避難や、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による災害に対応するための物資及び資機材の提供など武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5. 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、避難誘導に必要な援助、救援に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助などについて協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

## 6. 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たり、その実施方法等については、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

## 7. 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導救援などについて、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

## 8. 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する市の区域に係る国民保護措置についてその内容に応じ、県から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、市は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対し、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に十分提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定

市国民保護計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型を以下のとおり明示する。

#### 1. 武力攻撃事態の類型

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象とする。

類 型	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の準備が可能であり、戦闘地域からの先行避難が必要</li> <li>・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される</li> </ul>
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 突発的に被害が発生することも考えられ、事前にその活動を予測・察知することが困難</li> <li>・ 一般的に被害は比較的狭い範囲に限定されるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、被害が拡大する恐れがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃当初は屋内に一時的に避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施する</li> </ul>
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想される</li> <li>・ 弾頭の種類を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅牢な建物内への避難が中心となる</li> </ul>
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、予め攻撃目標を特定することが困難</li> <li>・ 地域の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下又は堅牢な建物内への避難等を広範囲に指示することが必要である</li> </ul>

## 2. 緊急処理事態の事態例

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、以下に掲げる事態例を対象とする。なお、緊急処理事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

分類	類型	事態例
攻撃対象施設	危険性を内在する物質を有する施設に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>・危険物積載船への攻撃</li> <li>・ダム破壊</li> <li>・原子力事業所等の破壊</li> </ul>
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li> <li>・列車等の爆破</li> <li>・政治経済活動の中核（市庁、議会、交通施設、電力・通信施設等）に対する攻撃</li> </ul>
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散</li> <li>・炭疽菌等生物剤の航空機による大量散布</li> <li>・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>・水源地に対する放射性物質、毒素等の混入</li> </ul>
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> </ul>

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴と、それらを踏まえた留意事項を以下のとおりとする。

### 1. 位置

本市は千葉県東部海岸地帯のほぼ中央部に位置し、東側は太平洋に面し、北部は長生郡一宮町、睦沢町に、西部は大多喜町に、南部は勝浦市、御宿町に隣接している。

平成17年12月5日に3町（夷隅町、大原町、岬町）の合併により誕生した市であり、市域の面積は157.50km<sup>2</sup>で、千葉県の総面積5,157.64km<sup>2</sup>の約3%を占めている。

位置	極東 太東崎	東経	140° 24' 55"	
	極西 正立寺	東経	140° 15' 14"	
	極南 岩船	北緯	35° 11' 32"	
	極北 岬町谷上, 岬町市野々	北緯	35° 20' 46"	
面積	広がり		周囲	海岸線
	東西	南北		
157.50km <sup>2</sup>	14km	19km		16km

### 2. 地形

市の西部から北東部にかけての地域を夷隅川が蛇行しながら流下し太平洋に注いでいる。全域的には標高は高くないものの起伏に富んだ丘陵地を夷隅川や落合川及び支流が流れ、随所に溜池や旧河床の形で痕跡を残し、その標高は海岸に向かって次第に低くなっている。市南西部では、夷隅川支流の上流部に荒木根ダム（大野川）・東ダム（上山田川）・東第2ダム（奥山田川）・名熊ダム（名熊川）などダムが設けられ、水道・灌漑用水を供給している。

### 3. 海岸

本市の海岸は、北部区域が九十九里海岸の最南端に位置しており、一宮町境より太東崎付近までは変化に富んだ切り立った崖が続き、その後、塩田川付近までの区域は平坦地、大原漁港以南の八幡岬から岩船漁港を経て御宿町境までの区域は標高50～60mの絶壁が目立つなど、区域によって海岸地形が大きく異なるという特性を有している。

### 4. 気象

年平均気温は15℃前後と、温暖な気候に恵まれている。冬季には最低気温が氷点下に達することも稀にある。千葉県南部地方の降水量は年間約2,000mmを超えるところがあり、全国平均（約1,600mm）を上回る。季節別では台風や秋雨の影響がある9月頃、次いで梅雨期に当たる6月頃の降雨量が多くなっている。基本的に降雪は少ないが、低気圧が千葉県の南海上を通過する場合（南岸低

気圧)には大雪となる。1月下旬から2月頃に発生することがある。

## 5. 人口分布

本市の人口は35,544人(令和2年国勢調査)であり、千葉県の総人口(約6,284千人)に対して約0.6%を占める。市の人口密度は約225人/km<sup>2</sup>であり、千葉県全体の約1,200人/km<sup>2</sup>と比較して大幅に低く、全国平均の約338人/km<sup>2</sup>よりも低い値となっている。特に、内陸部に位置する夷隅地域においては、その地理的要因からも人口密度が低い状況にある。

## 6. 道路

本市の主要道路として、国道128号が南北方向に縦断するほか、国道465号が東西方向に横断している。東京都心から75km圏、千葉市から45km圏に位置し、東京都心および千葉市方面からは、京葉道路から千葉東金道路・東金九十九里有料道路・九十九里有料道路を經由して国道128号にていすみ市へ、または館山自動車道木更津北インターチェンジから国道409号・国道297号を經由して国道465号にていすみ市へルートが想定される。神奈川方面からは東京湾アクアラインの利用も利便性が高い。ただし、房総半島地域では高規格道路の整備が乏しいことや地理的条件などにより、観光シーズン・休日を中心に混雑・渋滞が生じる状況にある。

## 7. 鉄道

本市を通る鉄道路線としては、沿岸部を通るJR外房線と、大原駅から内陸に入り上総中野駅(大多喜町)までの第3セクターいすみ鉄道線の2路線がある。JR外房線では東京駅から京葉線経由の特急列車で大原駅まで約75分、各駅停車では千葉駅からの所要時間が約70分である。市内には北から太東・長者町・三門・大原・浪花の5駅がある。いすみ鉄道線は大原駅から上総中野駅までの全区間の所要時間が約50分で、上総中野駅では市原市方面に向かう小湊鉄道に接続しているが、運転本数は少ない。市内には大原・西大原・上総東・新田野・国吉・上総中川の6駅がある。

## 8. 港湾・漁港

大原漁港(第3種漁港:利用範囲が全国的な漁港)は、地域防災計画の中で緊急輸送ネットワークの拠点として位置づけられている。県内で同様に位置づけられている漁港は他に銚子・勝浦・鴨川の3港である。本市内には他に太東漁港・岩船漁港の2港(いずれも第1種漁港:利用範囲が地元の漁業を主とする漁港)がある。

## 9. その他

本市域には、千葉県国民保護計画に挙げられている施設の中でも空港・重要港湾(特定重要港湾)・地方港湾・自衛隊施設・石油コンビナート等は立地していない。

また、本市を含む夷隅地域は千葉県の中では観光客数の比較的に少ない地域であるが、太東・大原海水浴場などの行楽・観光スポットもあり、時期によっては考慮を要する。



## 10. 本市での留意事項

本市は県内でも東京都心からは比較的離れた位置にあり、人口密度も比較的低い地域であるため、大都市部に比べれば想定される被害の規模それ自体は限定的なものとなる。

ただし、地理的には、太平洋に面した地形の変化に富む海岸線を擁し、かつ海岸線近くまで丘陵地が分布しているため、海からの侵入や拠点の構築は比較的容易な地域である。同時に、県における留意事項に挙げられている孤立地域になりやすい条件下に置かれている。

また、社会的特性を考慮すると、空港や石油基地のような攻撃リスクの高い施設は無いが、人口密度が比較的低いことと先に挙げた地理的特性から、県における留意事項に挙げられている「首都東京攻撃への基地として利用されるおそれ」の可能性は否定できない。

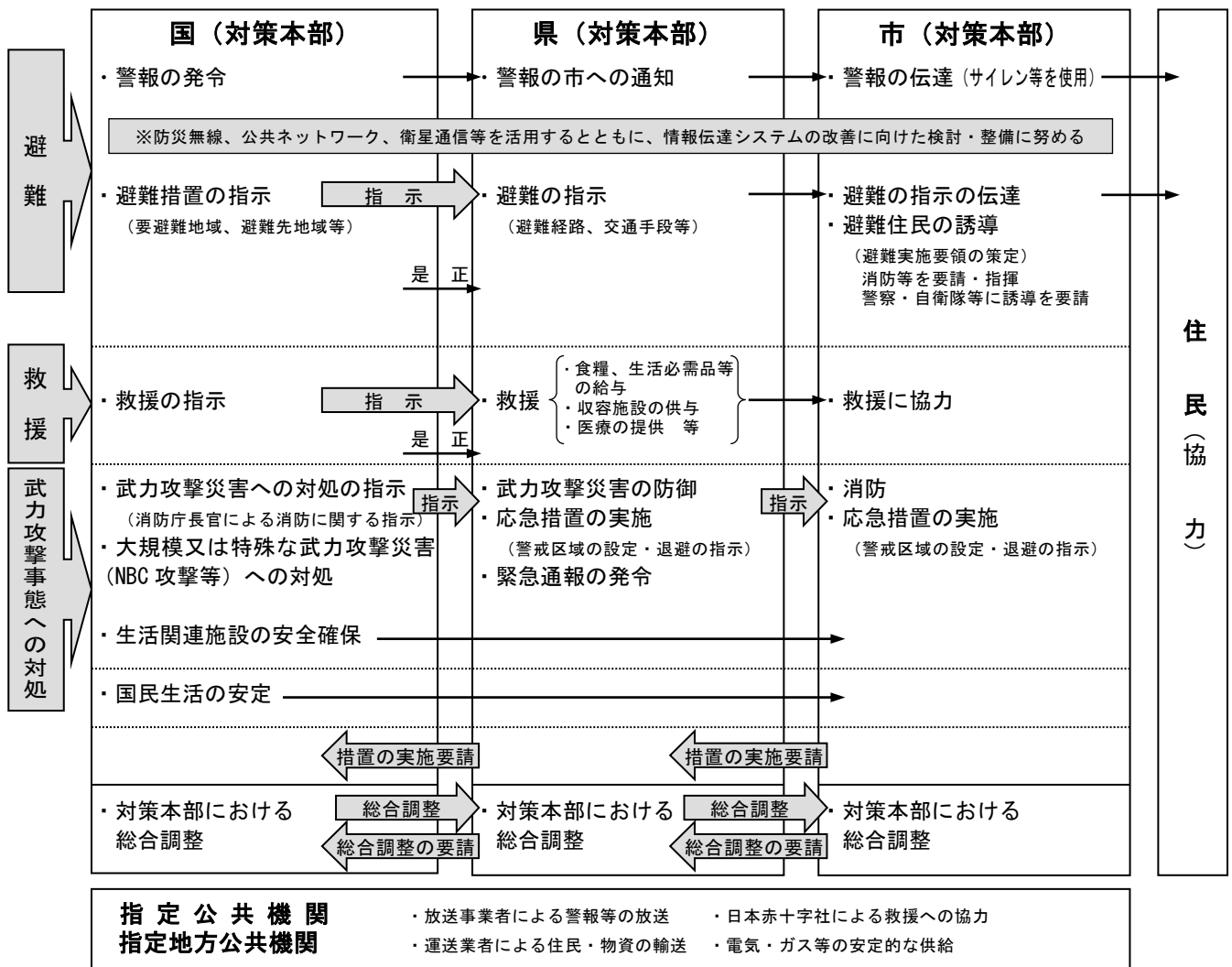
## 第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関と円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

### 1. 国民保護措置の全体の仕組み

国、県、市におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すると、下記のとおりである。

【国民の保護に関する措置の仕組み】



## 2. 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市及び県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、概ね次に掲げる業務を処理することとされている。

### 【市の事務又は業務の大綱】

機関の名称	事務又は業務の大綱
いすみ市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急事態連絡室の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

### 【県の事務又は業務の大綱】

機関の名称	事務又は業務の大綱
千葉県 (夷隅振興事務所) (夷隅土木事務所) (夷隅健康福祉センター) (南部林業事務所) (南部漁港事務所) (いすみ警察署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警報の通知</li> <li>2 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>3 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>4 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施</li> <li>5 国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>6 交通規制の実施</li> <li>7 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

### 【事務組合の事務又は業務の大綱】

機関の名称	事務又は業務の大綱
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防本部及び消防署との連絡調整</li> <li>2 住民の避難に関する措置の実施</li> <li>3 警報の伝達、避難住民の誘導、その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>4 消防、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施</li> </ol>

【指定地方行政機関の事務又は業務の大綱】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整</li> <li>2 他管区警察局との連携</li> <li>3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</li> <li>4 警察通信の確保及び統制</li> </ol>
東京防衛施設局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整</li> <li>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</li> </ol>
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</li> <li>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する事</li> <li>3 非常事態における重要通信の確保</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成</li> </ol>
関東財務局 千葉財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資</li> <li>2 金融機関に対する緊急措置の指示</li> <li>3 普通財産の無償貸付</li> <li>4 被災施設の復旧事業費の査定の立会</li> </ol>
横浜税関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸入物資の通関手続き</li> </ol>
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援等に係る情報の収集及び提供</li> </ol>
千葉労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の雇用対策</li> </ol>
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急用食料調達・供給支援</li> <li>2 農業用ダム等の安全確保</li> <li>3 NBC(核・生物・化学兵器)攻撃等による汚染農産物の安全確保</li> <li>4 家畜保護による配慮</li> <li>5 農林水産業に係る被害拡大防止</li> <li>6 農林水産業関係施設の応急の復旧</li> <li>7 食料等の価格・供給の安定に必要な措置</li> <li>8 被災農林漁業者への資金の融通に関する措置</li> </ol>
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給</li> </ol>
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資の円滑な供給の確保</li> <li>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</li> <li>3 被災中小企業の振興</li> </ol>
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物等の保全</li> <li>2 鉱山における災害時の応急対策</li> </ol>
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧</li> <li>2 港湾施設の使用に関する連絡調整</li> <li>3 港湾施設の応急復旧</li> </ol>
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運送事業者への連絡調整</li> <li>2 運送施設及び車両の安全保安</li> </ol>
東京管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象状況の把握及び情報の提供</li> </ol>

第三管区海上保安本部 (銚子海上保安部) (同 勝浦海上保安署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達</li> <li>2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保</li> <li>3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等</li> <li>4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示</li> <li>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</li> </ol>
--	--

**【指定公共機関の事務又は業務の大綱】**

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本放送協会千葉放送局	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
東日本旅客鉄道株式会社	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送
日本通運株式会社 千葉支店	2 旅客及び貨物の運送の確保
東日本電信電話株式会社 千葉支店	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
株式会社 NTTドコモ	
KDDI株式会社	
東京電力株式会社 木更津支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気の安定的な供給</li> <li>2 被災時における施設の応急対策と復旧</li> </ol>
郵便事業を含む者	1 郵政事業に係る業務運行の確保
日本赤十字社 千葉県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援への協力</li> <li>2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</li> </ol>
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
一般信書便事業者	1 信書便の確保

**【指定地方公共機関の事務又は業務の大綱】**

機関の名称	事務又は業務の大綱
千葉テレビ放送株式会社	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
株式会社ニッポン放送	
株式会社ベイエフエム	
いすみ鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送</li> <li>2 旅客及び貨物の運送の確保</li> </ol>
社団法人 千葉県トラック協会	
社団法人千葉県バス協会	

社団法人 千葉県エールガス協会	1 ガスの安定的な供給 2 被災時における施設の応急対策と復旧
夷隅医師会	1 医療の確保
夷隅郡市歯科医師会	
千葉県薬剤師会 外房支部	